

第1回嬉野市議会定例会

追加議案

平成28年3月7日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
4 3	平成28年3月7日	嬉野市企業等誘致条例について	1
4 4	平成28年3月7日	平成28年度 嬉野市一般会計補正予算（第1号）	別冊

議案第 4 3 号

嬉野市企業等誘致条例について

嬉野市企業等誘致条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 2 9 号）の全部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 誘致企業の対象を拡大し、積極的に誘致を推進するため、条例の全部を改正する必要がある。

嬉野市企業等誘致条例

嬉野市企業等誘致条例（平成18年嬉野市条例第129号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、生活環境及び自然環境の保全に配慮しつつ、市内に事業所を立地することを奨励して産業の振興、雇用の増大及び定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信業（インターネット付随サービス業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業を除く。）及び学校教育をいう。
- （2） デジタルコンテンツ業 デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業をいう。
- （3） 研究開発支援検査分析業 製造業者、研究機関等が研究開発を行う際に必要とする支援業務（各種検査・分析、試料等の試作を受託に基づき提供する業務をいう。）を営む事業をいう。
- （4） ビジネス支援サービス業 インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業及び研究開発支援検査分析業をいう。
- （5） コンタクトセンター 電話、インターネット等を通じて、相談、案内、調査、受発注等のサービスに関する業務を集約的に行うものをいう。
- （6） バックオフィス 企業の総務、人事、経理その他の管理業務又は書類の收受及び発送、データの入力その他の事務業務を集約的に行

うものをいう。

(7) ビジネス支援サービス業等 ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター及びバックオフィスを運営する事業をいう。

(8) 事業所 製造業等又はビジネス支援サービス業等の用に供する施設をいう。

(9) 新設 市内に事業所を有しない者が市長と企業の進出に関する協定を締結して新たに事業所を市内に設置し、又は市内に事業所を有する者が新たに異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。

(10) 増設 市内に事業所を有する者が同一業種の事業所を新たに市内に設置し、又は既存の事業所を拡充することをいう。

(11) 立地 市内に事業所を新設し、又は増設することをいう。

(12) 奨励対象者 市長と立地に係る協定を締結した者で、第4条の規定により指定を受けたものをいう。

(13) 投下固定資産 立地に伴い取得した事業所の土地、建物及び償却資産をいう。

(14) 従業者 常時雇用する地方税法施行規則（昭和29年総理府省令第23号）第3条の5に定める者をいう。

(15) 新規地元雇用者 立地に伴い新たに採用された者のうち規則で定めるものをいう。

(16) 配置転換者等 立地に伴い市外から市内の事業所への配置転換又は新規雇用により新たに本市の住民となった者のうち規則で定めるものをいう。

2 前項のうち製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信業、学校教育、インターネット付随サービス業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業及び非破壊検査業とは日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げるものをいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、奨励対象者に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置

を行うことができる。

- (1) 固定資産税の課税免除
 - (2) 立地奨励金の交付
 - (3) 雇用奨励金の交付
 - (4) 用地取得奨励金の交付
 - (5) 上水道使用奨励金の交付
 - (6) 設備費補助金の交付
 - (7) 研修費補助金の交付
 - (8) 建物賃料補助金の交付
- (指定)

第4条 奨励措置の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の指定を受けなければならない。

(奨励措置の内容)

第5条 奨励措置の内容は、別表に定めるところとする。

(履行の義務)

第6条 奨励措置を受けようとする奨励対象者は、市税その他の徴収金の納付義務を完全に履行していなければならない。

(申請)

第7条 奨励措置を受けようとする奨励対象者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 奨励措置の決定を受けた奨励対象者は、前条の規定による申請の内容に変更等が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の承継)

第9条 相続、譲渡、合併その他の事由により第4条の規定による指定を受けた者に変更が生じたときは、承継者は、直ちに承継の事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(奨励措置の取消し等)

第10条 市長は、奨励対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の取消し、奨励金等の返還その他の必要な措置を講ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 事業所を当該事業以外の用途に供したとき。

(3) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(4) この条例の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(環境保全等)

第11条 製造業等の事業所を立地し、奨励措置を受けようとする者は、市長と環境保全協定を締結し、公害防止及び周辺地域の生活環境の保全に努めなければならない。

(帳簿等の閲覧)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、関係者に対し帳簿等の閲覧を求め、又は必要な報告を徴することができる。

(審議会の設置)

第13条 この条例による重要な事項について、市長の諮問に応ずるため、嬉野市企業等誘致審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に、改正前の嬉野市企業等誘致条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例(平成23年嬉野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年嬉野市条例第129号」を「平成28年嬉野市条例第 号」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項中「第4条」を「第3条」に、「定める」を「掲げる」に改め、同項第1号中「及び建物」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「適用条件」を「交付要件等」に改め、同条中「第5条」を「別表交付要件の欄」に改め、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

別表中「支援措置」を「奨励措置」に改め、「及び建物」を削り、同表設備費補助金の交付の部を削る。

別表(第 5 条関係)

奨励措置の種類	対象業種	交付要件等	対象経費等	交付額	対象期間	限度額
固定資産税の課税免除	製造業等	<p>1 従業者が 10 人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業者が 5 人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上であること。</p>	<p>農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令（昭和 63 年自治省令第 26 号）第 3 条第 3 号に掲げる固定資産税についての投下固定資産に係る固定資産税相当額</p>	対象経費相当額	立地後最初に義務を負う年度から 5 年間	対象経費相当額

立地 奨励 金の 交付	製造業 等	<p>1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>3 固定資産税を免除される者については、固定資産税を免除する期間は、立地奨励金を交付しないこととする。</p>	投下固定 資産に係 る固定資 産税相当 額	納付した 対象経費 相当額(立 地後最初 に義務を 負う年度 から5年間 は10分の 10を乗じ て得た額、 その後の5 年間は10 分の5を乗 じて得た 額)	立地後 最初に 義務を 負う年 度から 10年間	納付し た対象 経費相 当額
	ビジネ ス支援 サービ ス業等	<p>1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあつては5人以上、コンタクトセンターにあつては20人以上であること。</p> <p>2 1に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び</p>	立地に伴 う操業開 始の日か ら1年を経 過した日 までに取 得した設 備機器に 係る固定 資産税相	納付した 対象経費 相当額	立地後 最初に 義務を 負う年 度から 3年間	納付し た対象 経費相 当額

		償却資産の取得費が 1,000万円以上である こと。	当額			
雇用 奨励 金の 交付	製造業 等	1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日における新規地元雇用者数	新規地元雇用者の数に50万円を乗じて得た額	立地につき1回限り	7,500 万円
	ビジネス支援サービス業等	1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあつては5人以上、コンタクトセンターにあつては20人以上であること。 2 1に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が1,000万円以上であること。	初回は、立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日における新規地元雇用者数及び配置転換者等	新規地元雇用者及び配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額 (非正社員は2分の1で換算し、1人未満切捨てとする。)	操業開始の日から3年間	7,500 万円

			は、過年度に交付された新規地元雇業者数及び配置転換者等数を除く人数			
用地取得奨励金の交付	製造業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 3 新設に伴い、用地取得面積が10,000平方メートル以上であること。 	用地取得に要した経費	対象経費の4分の1相当額	立地につき1回限り	2,500万円
上水道使用奨励金の交		1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上	上水道使用料相当額	納付した対象経費相当額	上水道使用料金の納付義務が発生	2,500万円

交付		<p>であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>3 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。</p>			した月から3年間	
設備費補助金の交付	ビジネス支援サービス業等	<p>1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあつては5人以上、コンタクトセンターにあつては20人以上であること。</p> <p>2 1に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が1,000万円以上であること。</p>	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り	5,000万円
研修費補助金の交付			立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り	1人につき20万円

		までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費			
建物賃料補助金の交付	<p>1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあつては5人以上、コンタクトセンターにあつては20人以上であること。</p> <p>2 1に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が1,000万円以上であること。</p> <p>3 市の施設を賃借した場合は、交付しない。</p>	本来業務の用に供する建物賃料(共益費等の附属費用を除く。)	対象経費の2分の1相当額(市以外から補助金の交付を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の2分の1相当額)	最初に賃料を支払った月から3年間	なし